

再処理事業変更許可申請書の一部補正の主な内容について

1. 安全上重要な施設の再整理結果の反映

(1) 「安全機能を有する主要な施設」の取り止めに伴う設計方針等の見直し

「安全機能を有する施設」は、「安全機能を有する主要な施設」を含む3分類としていましたが、当社が独自に設定した「安全機能を有する主要な施設」については、新規制基準の規則にない分類のため取り止め、「安全上重要な施設」、「その他の安全機能を有する施設」の2分類に見直しました。

(変更前) 3分類: 「安全上重要な施設」、「安全機能を有する主要な施設」、「その他の安全機能を有する施設」

(変更後) 2分類: 「安全上重要な施設」、「その他の安全機能を有する施設」

(2) 事故との関連性のない一部の施設を「その他の安全機能を有する施設」に整理

(1) の見直しにより、「安全機能を有する主要な施設」としていた施設の大部分は、「安全上重要な施設」に整理しましたが、事故と関連性のない塔槽類廃ガス処理設備の系統等の圧力警報等の一部の施設については、「その他の安全機能を有する施設」として整理しました。

2. 重大事故に関する基本方針の再整理結果の反映

重大事故に関する基本方針に、以下の内容を追加。

○重大事故による公衆への被ばくのリスクを低減することを目的として、以下の対策を講じる。

・対策の基本方針

重大事故による公衆への被ばくのリスクを低減することを目的として、重大事故等を早期に収束するために、重大事故の発生を防止するための措置、その拡大を防止するための措置を講ずる。また、仮に重大事故が発生した場合においても、事業所外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するための措置を講ずるとともに、重大事故の発生に伴う放射性物質の事業所外への放出を可能な限り抑制することを基本とする。

・閉じ込めに関する基本的考え方

重大事故により発生する気体中の放射性物質をセル等に導き閉じ込めることにより、減衰、凝集、沈着等により低減化を図る。ただし、事故によって施設の内圧上昇や水素の蓄積等の二次リスクが発生するおそれがある場合には、高性能粒子フィルタにより放射性物質を可能な限り除去した上で排気する。

・条件の考慮に対する考え方

重大事故等の起因として外的事象として地震を考慮して、耐震性の高い機器を使用するとともに、それらが期待できない場合においても対策を講じられるよう可搬型重大事故等対処設備を用いる対策を基本とする。

3. その他

今回の一部補正にあわせ、記載の適正化や明確化等を図りました。

以上